

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

| 交付又は支出先法人名称 | 法人番号 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | |
|-------------------|---------------|--|-------------------|--|---|--|---------|-------------------|
| | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県 認定の区分 |
| 公益社団法人 日本医師会 | 5010005004635 | 日本医師会会費 本局(1~3期分) さいたま支局 広島支局 | 182,000 | 本局 一名 42,000 (1期あたり) さいたま支局及び 広島支局 一名 28,000 (年額) | 平成31年4月19日 令和元年7月19日 令和元年8月9日 令和元年9月13日 令和元年12月13日 | 認定産業医として認定されるには、 日本医師会に登録指定されることが 必要であるため。 | 公社 | 国認定 |
| 公益社団法人 精密工学会 | 9010005016288 | 年会費 | 150,000 | 一口 150,000 (年額) | 令和元年12月6日 | 当法人は、精密工学に関する調査 研究等を行っており、貨幣製造技術等 の研究開発業務において、会誌の購 読、講習会への参加等を通じて得ら れる最新の学術、技術情報は、当該 業務の遂行に必要不可欠なもので あるため。 | 公社 | 国認定 |
| 一般社団法人 大阪府医師会 | 4120005003313 | 大阪府医師会会費 (1~3期分) | 112,000 | 会費 一名 40,000 (1期・2期) 会費 一名 32,000 (3期) | 平成31年4月19日 令和元年8月9日 令和元年12月13日 | 認定産業医として認定されるには、 大阪府医師会に登録指定されること が必要であるため。 | | |
| 公益社団法人 日本監査役協会 | 3010005017481 | 研修会参加料 | 127,200 | — | 平成31年4月5日 令和元年5月10日 令和元年7月5日 令和元年8月30日 令和元年9月19日 令和元年10月18日 令和元年11月1日 令和元年12月20日 | — | 公社 | 国認定 |
| 公益財団法人 日本生産性本部 | 4011005003009 | 研修会参加料 | 108,000 | — | 令和元年9月19日 令和元年10月11日 | — | 公財 | 国認定 |

| | | | | | | | | |
|------------------------------|---------------|-----------------------|---------|---|--|---|----|-----|
| 公益社団法人 日本プラントメンテナ ンス協会 | 7010405010495 | 受講料・受験料 ・合格証書交付手数料 | 424,600 | — | 令和元年7月26日 令和元年11月8日 令和元年11月15日 令和元年11月20日 令和元年11月25日 令和元年11月28日 | — | 公社 | 国認定 |
|------------------------------|---------------|-----------------------|---------|---|--|---|----|-----|

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく令和元年度第3四半期における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。